

蔵王町地域おこし協力隊ソーシャルメディア運用方針

蔵王町ソーシャルメディア利用ガイドラインに基づき、蔵王町地域おこし協力隊（以下「協力隊」という。）が利用するソーシャルメディアの運用方針（以下「運用方針」という。）を次のとおり定めます。

① 利用するソーシャルメディアの名称

Instaglam アカウント

② アカウント管理者名、運用主体

(1) アカウント管理者名 : 蔵王町まちづくり推進課長

(2) アカウント運用主体 : 蔵王町地域おこし協力隊

③ アカウント名、URL

Instagram 令和7年度をもって更新終了

(1) アカウント名 : 蔵王町地域おこし協力隊2

(2) URL: <https://www.instagram.com/zaookoshi2?igsh=cW94bmp4eGNlbzc4>

④ 利用目的及び掲載内容

蔵王町地域おこし協力隊設置要綱（令和4年度蔵王町要綱第20号に規定する、協力隊の地域協力活動の1つとして、ソーシャルメディアを活用することにより、協力隊の活動状況や地域で行われるイベント等の情報を掲載し広く町内外に発信することを目的に運営するものです。

⑤ コメント等の管理

(1) コメントの返信について当ソーシャルメディアへのコメント等に対しては、原則として返信を行いません。ただし、コメント等の内容によっては必要に応じてコメントに対する返信や他のアカウントのフォローなどを行いますが、全ての投稿に対して返信を保証するものではありません。なお、協力隊への御意見や御提言は、「Web提言箱

<http://www.town.zao.miyagi.jp/section/oshirase/hiroba/webteigen.html>」を御利用ください。

(2) 他のアカウントにおいて蔵王町の魅力発信に資する投稿がされている場合、リポスト等を行うことがあります。

(3) コメント等の削除について 掲載内容に関係のないコメントや、下記事項に該当すると判断したコメントは、利用者に断りなく、全部又は一部を削除する場合があります。

ア 法令に違反する、又はそれらの行為を煽る内容

- イ 他者を差別、中傷、侮蔑し、又はそれらを助長させる内容
- ウ 事実と異なる内容
- エ 営業活動、政治的活動、宗教的活動、その他営利を目的とした内容
- オ 閲覧者に損害を与える恐れのあるサイト等に関する内容
- カ その他、公序良俗に反する内容

⑥ 運用方針の変更

本運用方針は、予告なく変更する場合があります。

⑦ 知的財産権

掲載している個々の情報（文章、写真、イラスト等）に関する著作権、商標権等の知的財産権は、町又は原権利者に帰属します。また、ソーシャルメディア上での「リポスト」や、「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできません。

⑧ 免責事項

- (1) 町は、掲載情報の正確性、完全性、有用性等を完全に保証するものではありません。
- (2) 町は、利用者が掲載情報を利用又は信用したことにより、利用者又は第三者が被った損害について、一切の責任を負いません。
- (3) 町は、利用者が投稿した内容について一切の責任を負いません。
- (4) 町は、利用者間又は利用者と第三者間のトラブルによって、利用者若しくは第三者に生じたいかなる損害についても、一切の責任を負いません。
- (5) 町は、予告なしに掲載した情報を変更又は削除し、サービスの運用を中断し、又は中止することがあります。
- (6) 町は、上記（1）から（5）のほか、当ページに関する事項に起因または関連して生じたいかなる損害についても、一切の責任を負いません。

⑨ 個人情報に関する取扱い 当ソーシャルメディアアカウントを通じて町が提供を受けた個人情報については、蔵王町個人情報保護条例に基づき、適切に取り扱います。